

外来化学療法室ニュース No21

2011/12/13



今回は、確定診断の一つである検査や手術の時に行われる病理診断について紹介します。

☆ 病理診断について ☆

手術などで患者さんの体から切り取られた臓器を顕微鏡で観察して「がん」なのか、「がん」ではない細胞の変化なのかを診断することを病理診断と言います。

病理診断は、病理認定医師が行い、その結果が主治医に報告され、最終診断やその後の治療にいかされます。手術のあと「詳しい診断や今後の治療のことは、病理診断の結果がわかってからお話します」などと説明された方もいらっしゃると思います。

「では、もう少し詳しくお話していきましょう。」

手術で体から採取した臓器(組織)は「ホルマリン」という薬液に約1日浸けられます。この操作で組織は「腐らない」ようになります(固定)。

固定された組織は、このままだと大きすぎるため、病理医が診断に必要な場所を選びながら適当な大きさに刻まれます。

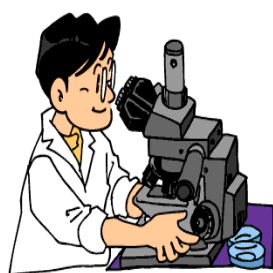
この後、顕微鏡で観察できるようにパラフィン(ロウの様な物)に埋め込み、専用の道具(ミクロトーム:右図)を使い薄い切片にします。

最後に薄く切った切片に色素をかけて、細胞に色をつけます(染色)。

この操作を行ってはいじめて顕微鏡で「がん」なのか「がん」ではない細胞の変化なのかを区別できるようになります。



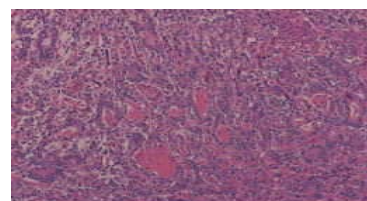
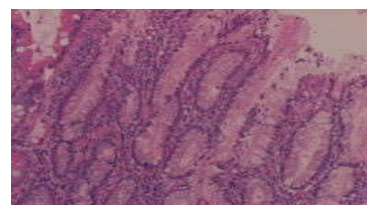
ミクロトームという切片を作る専用器具



顕微鏡で、
のぞいてみると

規則正しく並んだ
細胞(良性腫瘍)

大小様々な不規則に
並んだ細胞
(悪性腫瘍)



☆ 病理診断を治療にいかす例 ☆

分子標的薬の一部は、治療する前に細胞に標的とするたんぱく質があるかどうか確認する必要があります。

右の図はハーセプチン(トラスツズマブ)という薬が標的とするHER-2たんぱく質が茶色に染まっています。

その結果から治療方法の選択をします。

* 詳しくは化療ニュースNo.14を参照してください。

